

文書決裁規程を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

文書決裁規程

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が作成する文書の名義並びに決裁について、合理的かつ効率的な権限及び事務配分を定めることにより、機構の事務能率の向上を図ることを目的とする。

(名義)

第2条 機構の文書の名義は、機構の理事長（以下単に「理事長」という。）若しくは理事又は部等（組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第6条又は第4章の2の規定により設置される組織をいう。以下同じ。）の長のいずれかの名義とする。

2 理事長名義とする文書は、次の各号に掲げる文書とする。

- (1) 業務方法書（平成16年4月1日文科科学大臣認可）の作成又は変更に関する文書
- (2) 中期計画の作成又は変更に関する文書
- (3) 規程及び細則の制定改廃に関する文書
- (4) 前号までに掲げるもののほか、機構の基本方針の決定、変更等に関する文書
- (5) 機構の基本方針に基づく重要な運用方針の決定、変更等に関する文書
- (6) 機構の基本方針又は重要な運用方針について、文科科学大臣に対する認可申請、報告等を行う文書
- (7) 機構を代表して締結する重要な契約書
- (8) 重要な人事に関する文書
- (9) 訴訟に関する文書
- (10) 前号までに掲げるもののほか、通知、依頼、照会、回答その他機構を代表して外部に対して行う機構の意思表示に関する文書
- (11) 労働組合との協定に関する文書
- (12) その他特に重要な文書

3 理事名義とする文書は、重要な文書であって理事長が特に指示した文書とする。

4 部等の長（以下「部長等」という。）の名義とする文書は、当該部等において作

成する文書であって、前2項に該当しない文書とする。

- 5 日本語教育センターにおいて作成する文書であって第2項及び第3項に該当しないもののうち、入学許可、成績評価、卒業認定等に関する文書であって日本語教育センター長が指定するものについては、前項の規定にかかわらず、東京日本語教育センター長又は大阪日本語教育センター長の名義とする。
- 6 前5項の規定にかかわらず、文書の内容、重要性、宛先その他の事情を勘案して適当と認められる文書については、機構の名義又は機構の内部組織のうち適当なもの若しくはその長の名義を用いることができることとする。
- 7 前6項の規定にかかわらず、法令、業務方法書又は規程に別段の定めのある場合の文書については、当該定めによるものとする。

(理事長の決裁事項)

第3条 次の各号に掲げる事項に関する起案文書については、理事長が決裁を行うものとする。

- (1) 業務方法書の制定改廃に関する事項
 - (2) 中期計画の制定改廃に関する事項
 - (3) 規程及び細則の制定改廃に関する事項
 - (4) 前号までに掲げるもののほか、機構の基本方針の決定、変更等に関する事項
 - (5) 重要な契約に関する事項
 - (6) 重要な人事に関する文書
 - (7) 前号までに掲げるもののほか、機構の重要な意思決定、判断等に関する事項
 - (8) 機構の特に重要な意思決定、判断等に係る外部への表示及び機構内部への指示等に関する事項
- 2 前項及び別表に定める理事長の決裁事項については、あらかじめ理事長代理を経由することを要するものとする。
- 3 第1項に定める理事長の決裁事項のうち、別表中理事長代理の欄に定めるものについて、理事長代理の専決事項とする。

(理事の決裁事項等)

第4条 次の各号に掲げる事項に関する起案文書については、担当理事が決裁又は専決を行うものとする。

- (1) 機構の基本方針に基づく運用方針の決定に関する事項
- (2) 規程、細則に基づく重要な事務処理方法に関する事項
- (3) 機構の基本方針又は重要な運用方針に係る文部科学大臣に対する報告に関する事項
- (4) 外部からの照会、協議、依頼等に対する機構の重要な回答に関する事項
- (5) 前2号に掲げるもののほか、機構の重要な意思決定、判断等に係る外部への表示に関する事項
- (6) 機構の重要な意思決定、判断等に係る機構内部への指示に関する事項

(部長等の決裁事項等)

第5条 次の各号に掲げる事項に関する起案文書については、部長等が決裁又は専決

を行うものとする。

- (1) 規程に基づく事務処理方法に関する事項
- (2) 機構の基本方針に基づく運用方針に係る外部に対する表示に関する事
- (3) 機構の意思決定、判断等に係る機構内部への指示に関する事項
- (4) 機構の業務に関する計数又は資料の収集、作成又は整理に関する事項
- (5) 部等の内部の事務処理に関する重要な事項
(その他の決裁事項等)

第6条 前3条に掲げるもの以外の起案文書については、当該文書の内容、重要性その他の事情に応じ、かつ、合理的、効率的な業務実施を行うために適当な者が専決を行うものとする。

2 前項に基づき専決を行う者については、原則として起案を行う課等（組織運営規程第8条から第18条第2項までの規定により設置される組織をいう。以下同じ。）の長とする。

(決裁区分表)

第7条 文書の名義及び決裁又は専決の区分については、第2条から前条までに定めるところによるほか、別表に定めるとおりとする。

(合議)

第8条 起案文書の内容が他の課等、監査室及び支部の所掌事務に関係するときは、文書管理規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第8号）の定めるところにより、合議を行うものとする。

(代決)

第9条 決裁又は専決を至急に行う必要がある起案文書については、第3条から第7条までの規定に基づき決裁又は専決を行うべき者が出張、休暇その他の理由により不在（一時的な離席、外出であるものを除く。）である場合には、次の各号に定める者の代決により、当該起案文書に係る決裁又は専決に代えることができる。

- (1) 理事長の決裁を要する起案文書 理事長代理
 - (2) 理事の決裁又は専決を要する起案文書 起案部長等
 - (3) 部長等の決裁又は専決を要する起案文書 起案部等の副部長、次長、副部長及び次長が置かれていない起案部等にあつては筆頭課長、支部にあつては副支部長
- 2 代決を行う場合には、起案文書に代決であることを表示するとともに、事後すみやかに、決裁又は専決を行うべき者に報告するものとする。

(監事への回付)

第10条 起案文書のうち、監事監査要綱（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第11号）第17条第1項各号に掲げる文書に該当するものについては、決裁又は専決の後、監事へ回付するものとする。

(補則)

第11条 この規程による文書の名義又は決裁等の区分の解釈又は適用に疑義がある場合については、総務部長が決定するところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、総務部長が認める場合は、第2条から第7条の規定により定まる文書名義又は決裁若しくは専決の区分と異なる文書名義又は決裁若しくは専決の区分によることができるものとする。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第10号) 抄

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第27号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第2項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第14項及び第15項の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第10号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第17号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第10号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第20号)

(施行期日)

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第25号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年11月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第26号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第27号)

(施行期日)

この規程は、平成20年12月8日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第17号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第41号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第10号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第27号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成22年8月1日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第1号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第2号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第5号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第8号）
（施行期日）
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第8号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第22号）
この規程は、平成25年12月1日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第2号）
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第13号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第26号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成26年11月4日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第21号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第35号）
この規程は、平成27年10月30日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第18号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第21号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29規程第10号）

この規程は、平成29年4月1日から施行し、改正後の文書決裁規程の規定は、平成29年4月1日以降に起案する文書から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29規程第12号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第18号）

この規程中第1条、第3条及び第4条の規定は平成30年4月1日から、第2条、第5条及び第6条の規定は平成30年4月2日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第28号）
この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第14号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第4号）
この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第12号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第21号）
この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第5号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第27号）
この規程は、令和4年11月28日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第13号）
この規程は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第14号）
この規程は、令和5年4月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第11号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年規程第21号）
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和8年規程第17号）
この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表

総合計画課，総務課，主計課，情報管理課，奨学事業総務課，基盤業務課，貸与・給付総務課，返還総務課，グローバル人材育成企画課，留学生事業計画課，学生支援企画課，東京日本語教育センターに共通する所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	機構の中期計画及び年度計画に掲げられた部等の業務に係る事項の実施に係る執行管理に関する事で重要なもの			○		
2	機構の中期計画及び年度計画に掲げられた部等の業務に係る事項の実施に係る執行管理に関する事。				○	
3	部等の業務に係る計画事項等の調査研究に関する事で重要なもの			○		
4	部等の業務に係る計画事項等の調査研究に関する事。				○	
5	部等の業務に係るリスク管理の総括に関する事で重要なもの			○		
6	部等の業務に係るリスク管理の総括に関する事。				○	

課等に共通する所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	課等の所掌する規程，細則の制定及び改廃に関する事。	○				
2	課等の所掌するマニュアル等の作成に関する事で重要なもの			○		
3	課等の所掌するマニュアル等の作成に関する事。				○	
4	課等の所掌する業務委託に関する事で重要なもの			○		
5	課等の所掌する業務委託に関する事。				○	

総合計画課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	機構の運営及び業務の実施に関する基本方針その他の重要事項の企画立案に関する事で重要なもの	○				
2	機構の運営及び業務の実施に関する基本方針その他の重要事項の企画立案に関する事。			○		
3	中期計画及び年度計画の策定に関する事で重要なもの	○				
4	中期計画及び年度計画の策定に関する事。			○		
5	中期計画及び年度計画の進捗管理に関する事。			○		
6	中期計画及び年度計画の実施に係る総合調整に関する事。				○	
7	機構の内部統制及びリスク管理の総括に関する事で重要なもの	○				
8	機構の内部統制及びリスク管理の総括に関する事。		○			
9	機構の運営及び業務の実施に関する評価分析に関する事で重要なもの	○				
10	機構の運営及び業務の実施に関する評価分析に関する事。			○		

11	業務方法書の制定及び改廃に関すること。	○				
12	業務方法書、規程及び細則の制定及び改廃の総合調整に関すること。			○		
13	登記その他の法令等に基づく手続（他の部等の所掌事務に関する手続の処理を除く。）に関する事で重要なもの	○				
14	登記その他の法令等に基づく手続（他の部等の所掌事務に関する手続の処理を除く。）に関すること。			○		
15	運営評議会に関する事で重要なもの	○				
16	運営評議会に関すること。			○		
17	機構における調査分析の総括に関する事で重要なもの		○			
18	機構における調査分析の総括に関すること。				○	
19	個人情報保護の総括に関する事で重要なもの		○			
20	個人情報保護の総括に関すること。				○	

広報課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	広報及び広聴に関する基本方針の決定に関すること。	○				
2	広報及び広聴に関する事で重要なもの			○		
3	広報及び広聴に関すること。				○	
4	ホームページの管理・運営に関する事で重要なもの			○		
5	ホームページの管理・運営に関すること。				○	
6	寄附金の募集及び寄附金を活用した事業に関する基本方針の決定に関すること。	○				
7	寄附金の募集及び寄附金を活用した事業の実施に関する事で重要なもの			○		
8	寄附金の募集及び寄附金を活用した事業の実施に関すること。				○	
9	保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求並びに個人情報の取扱いに関する苦情相談に関する事で重要なもの			○		
10	保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求並びに個人情報の取扱いに関する苦情相談に関すること。				○	
11	情報公開に関する事で重要なもの		○			
12	情報公開に関すること。				○	

総務課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	式典，その他重要な諸行事に関する事。		○			
2	機構名の後援名義に関する事。			○		
3	機構名の後援名義に関する事。				○	
4	役員秘書に関する事。				○	
5	消防訓練(消火，避難)の実施に関する事。				○	
6	事務所の管理(施設整備推進室の所掌に属するものを除く。)に関する事。			○		
7	事務所の管理(施設整備推進室の所掌に属するものを除く。)に関する事。				○	
8	公印の制定に関する事。				○	
9	公印の管理に関する事。					○
10	文書類の受付及び発送に関する事。					○
11	法人文書の管理(情報管理課の所掌事務に属するものを除く。)に関する事。			○		
12	法人文書の管理(情報管理課の所掌事務に属するものを除く。)に関する事。				○	
13	非常事態への対応に関する事。	○				
14	非常事態への対応に関する事。			○		
15	審査請求(行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をいう。以下同じ。)(政策企画部及び貸与・給付部の所掌に属するものを除く。)に関する事。		○			
16	審査請求(政策企画部及び貸与・給付部の所掌に属するものを除く。)に関する事。				○	
17	他の部等及び部の他の課の所掌に属さない事務に関する事。			○		
18	他の部等及び部の他の課の所掌に属さない事務に関する事。				○	

人事課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	理事の任免及び役員報酬等に関する事。	○				
2	各種委員会の委員の選定に関する事。		○			
3	各種委員会の委員発令の処理に関する事。				○	
4	職員の任免，給与，研修，服務，分限，懲戒その他の人事に関する事。	○				
5	職員の任免，給与，研修，服務，分限，懲戒その他の人事に関する事。			○		
6	人事記録に関する事。					○
7	人事管理制度の調査及び研究に関する事。				○	
8	職員研修の実施及び派遣研修に関する事。			○		

9	職員研修の実施及び派遣研修に関すること。				○	
10	表彰対象者の認定及び表彰実施に関すること。				○	
11	所得税及び住民税の徴収、納付に関すること。					○
12	住居届、通勤届及び扶養親族届等の審査認定に関すること。					○
13	職員の身分等の証明に関すること。					○
14	職員の服務上の願、届の処理に関すること。					○
15	職員の労働者災害補償保険に関すること。				○	
16	労働組合に関することで重要なもの		○			
17	労働組合に関すること。			○		
18	非常勤職員に関することで重要なもの			○		
19	非常勤職員に関すること。				○	
20	福利厚生及び安全衛生に関することで重要なもの				○	
21	福利厚生及び安全衛生に関すること。					○
22	社会保険に関することで重要なもの				○	
23	社会保険に関すること。					○
24	借上宿舎に関することで重要なもの				○	
25	借上宿舎に関すること。					○
26	公益通報の総括に関すること。		○			

人事制度設計室の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	新たな人事制度に関することで重要なもの	○				
2	新たな人事制度に関すること。			○		

主計課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	予算及び決算に関することで重要なもの	○				
2	予算及び決算に関すること。			○		
3	予算の実行計画の作成及び配分に関することで重要なもの	○				
4	予算の実行計画の作成及び配分に関すること。			○		
5	運営費交付金、借入金（資金管理課の所掌に属するものを除く。）、育英資金返還免除等補助金及び学資支給基金に係る補助金に関することで重要なもの	○				
6	運営費交付金、借入金（資金管理課の所掌に属するものを除く。）、育英資金返還免除等補助金及び学資支給基金に係る補助金に関すること。			○		
7	政府交付金及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）附則第11条の2に基づく資金の支給業務に関することで重要なもの	○				
8	政府交付金及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）附則第11条の2に基づく資金の支給業務に関すること。			○		
9	会計検査院の計算証明の指定に関すること。		○			
10	会計事務の総合調整に関することで重要なもの				○	
11	会計事務の総合調整に関すること。					○

経理課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	恩賜基金に関すること。	○				
2	取引及び経理に関することで重要なもの	○				
3	取引及び経理に関すること。			○		
4	資産（奨学金に係る債権を除く。）の管理に関することで重要なもの	○				
5	資産（奨学金に係る債権を除く。）の管理に関すること。			○		
6	売買、賃貸借、請負その他の契約（資金管理課の所掌に属するもの及び施設整備に関するものは除く。）の価格及び相手方の決定並びにその履行の監督、検査に関すること。					
	(1) 主務官庁が定める重要な財産に係る取引に関するもの	○				
	(2) 重要な財産に係る取引以外のもので、政府調達手続による取引に関するもの			○		
	(3) 重要な財産に係る取引以外のもので、予定価格（賃貸借の場合は賃貸借料の年額又は総額。以下この項において同じ。）が500万円以上で政府調達手続によらない取引に関するもの				○	
(4) 重要な財産に係る取引以外のもので、予定価格が500万円未満の取引に関するもの					○	
7	調達関係事業者との連絡調整に関すること。					○
8	現金及び有価証券等の出納保管に関すること。					○
9	余裕金の運用に関すること。					
	(1) 運用期間が1年以上のもの		○			
(2) 運用期間が1年未満のもの				○		
10	奨学金の振込及び返還金の受付に関すること。					○
11	金融機関との連絡調整に関することで重要なもの				○	
12	金融機関との連絡調整に関すること。					○
13	固定資産の管理事務に関することで重要なもの				○	
14	固定資産の管理事務に関すること。					○
15	機関保証制度利用者から代理徴収した保証料の受払いに関すること。					○
16	事業実施により発生する収入等の受付処理に関すること。					○
17	施設整備に係る企画及び立案に関することで重要なもの	○				
18	施設整備に係る企画及び立案に関すること。			○		
19	施設整備に係る工事の設計及び積算に関すること。					
	(1) 政府調達手続による工事に関するもの			○		
	(2) 予定価格が1,000万円以上の工事に関するもの				○	
(3) 予定価格が1,000万円未満の工事に関するもの					○	

20	施設整備に係る工事の契約に関すること。					
	(1) 政府調達手続による工事に関するもの			○		
	(2) 予定価格が1,000万円以上の工事に関するもの				○	
	(3) 予定価格が1,000万円未満の工事に関するもの					○
21	施設整備に係る工事の施工監理及び検査に関すること。					○
22	施設等の維持及び保全の指導・助言等に関することで重要なもの				○	
23	施設等の維持及び保全の指導・助言等に関すること。					○
24	市谷事務所の庁舎営繕及び設備点検等庁舎管理に関することで重要なもの				○	
25	市谷事務所の庁舎営繕及び設備点検等庁舎管理に関すること。					○
26	その他施設整備に関することで重要なもの				○	
27	その他施設整備に関すること。					○

資金管理課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	予算及び財政投融资計画に関すること。			○		
2	資金調達に係る認可に関すること。			○		
3	資金調達に係る業者の選定に関すること。			○		
4	業者の選定（資金調達に係るものを除く。）に関すること。				○	
5	資金調達に係る業者との契約に関すること。			○		
6	資金調達の実行に関すること。			○		
7	日本学生支援債券発行に係る格付申込書の提出及び主幹事会社からの引受に係る質問事項に対する回答に関すること。				○	
8	政府補給金の交付に関すること。			○		
9	資金計画の登録に関すること。				○	
10	説明会の開催に関すること。				○	
11	財政融資資金本省資金融通先等実地監査に関することで重要なもの	○				
12	財政融資資金本省資金融通先等実地監査に関すること。			○		
13	上記以外で通知、周知、依頼などに関すること。					○

情報管理課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	情報処理に関する基本方針及び実施計画に関することで重要なもの	○				
2	情報処理に関する基本方針及び実施計画に関すること。			○		
3	情報システム機器の運用に関することで重要なもの			○		
4	情報システム機器の運用に関すること。				○	
5	情報システム機器の保守に関することで重要なもの			○		
6	情報システム機器の保守に関すること。				○	
7	情報システムの運用及び資産管理に関することで重要なもの			○		
8	情報システムの運用及び資産管理に関すること。				○	
9	情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策推進計画の制定に関すること。	○				
10	情報セキュリティー対策の情報収集、企画立案及び導入並びにポリシーの整備・運用に関することで重要なもの			○		
11	情報セキュリティー対策の情報収集、企画立案及び導入並びにポリシーの整備・運用に関すること。				○	
12	データの受渡し及びデータの入力方法等に関すること。					○
13	情報システム作成帳票の移送に関すること。					○
14	情報システム処理に係る帳票等の調製に関すること。					○
15	情報システム機器の操作及び保守に関すること。					○
16	情報システム機器の作業工程管理に関すること。					○
17	情報システム計算諸表の作成に関すること。					○
18	情報システム処理データの管理に関すること。				○	
19	プログラムの管理に関すること。					○
20	情報システム処理に係る連絡調整に関すること。					○

システム企画課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	情報システム開発の情報収集及び企画立案に関することで重要なもの	○				
2	情報システム開発の情報収集及び企画立案に関すること。			○		
3	情報システム開発の調達に関することで重要なもの			○		
4	情報システム開発の調達に関すること。				○	
5	情報システム開発の管理に関することで重要なもの				○	
6	情報システム開発の管理に関すること。					○
7	情報システムの保守（情報管理課の所掌に属するものを除く。）に関することで重要なもの				○	
8	情報システムの保守（情報管理課の所掌に属するものを除く。）に関すること。					○
9	情報システム開発に係る設計に関することで重要なもの			○		
10	情報システム開発に係る設計に関すること。				○	
11	情報システム機器処理に係るコードの設定に関すること。					○
12	情報システム機器処理に係る帳票の設計に関すること。					○

品質管理室の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	情報システムの開発、運用及び保守に係る品質管理に関することで重要なもの	○				
2	情報システムの開発、運用及び保守に係る品質管理に関すること。			○		

奨学事業総務課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	奨学金事業の総括に関すること。			○		
2	奨学金事業に係る情報提供に関することで重要なもの				○	
3	奨学金事業に係る情報提供に関すること。					○
4	奨学金事業に係る業務実施方法の改善に関することで重要なもの			○		
5	奨学金事業に係る業務実施方法の改善に関すること。				○	
6	奨学金事業に係る業務の進捗状況の管理に関することで重要なもの				○	
7	奨学金事業に係る業務の進捗状況の管理に関すること。					○
8	スカラシップ・アドバイザーの派遣に関することで重要なもの			○		
9	スカラシップ・アドバイザーの派遣に関すること。				○	
10	奨学金事業に係る大学等関係機関との連絡及び調整（貸与・給付部の所掌に属するものを除く。11において同じ。）に関することで重要なもの				○	
11	奨学金事業に係る大学等関係機関との連絡及び調整に関すること。					○

奨学事業戦略課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	奨学金事業の戦略の企画立案に関すること。	○				
2	奨学金事業に係る将来計画の策定に関することで重要なもの			○		
3	奨学金事業に係る将来計画の策定に関すること。				○	
4	奨学金事業に係る予算案の調整に関することで重要なもの			○		
5	奨学金事業に係る予算案の調整に関すること。				○	
6	奨学金事業に係る重要事項の企画立案に関することで重要なもの	○				
7	奨学金事業に係る重要事項の企画立案に関すること。			○		
8	奨学金の貸与及び給付並びに回収に係る現行制度に基づく将来推計並びに計数管理に関することで重要なもの			○		
9	奨学金の貸与及び給付並びに回収に係る現行制度に基づく将来推計並びに計数管理に関すること。				○	
10	奨学生採用実施計画の策定に関することで重要なもの			○		
11	奨学生採用実施計画の策定に関すること。				○	
12	奨学金に係る債権の自己査定に関することで重要なもの			○		
13	奨学金に係る債権の自己査定に関すること。					○

基盤業務課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	奨学生の返還誓約書等の管理にすることで重要なもの			○		
2	奨学生の返還誓約書等の管理にすること。					○
3	奨学生等及び返還者等に係る個人番号関係書類の収集、利用及び管理（返還部の所掌に属するものを除く。4において同じ。）にすることで重要なもの				○	
4	奨学生等及び返還者等に係る個人番号関係書類の収集、利用及び管理にすること。					○
5	住所並びに連帯保証人及び保証人等返還者の基本情報に係る管理及び調査にすることで重要なもの				○	
6	住所並びに連帯保証人及び保証人等返還者の基本情報に係る管理及び調査にすること。					○
7	口座振替による返還及び返還の完了に係る事務にすることで重要なもの				○	
8	口座振替による返還及び返還の完了に係る事務にすること。					○
9	奨学金の返還期限猶予（在学を証する所定の書類等によるものに限る。10において同じ。）の処理にすることで重要なもの				○	
10	奨学金の返還期限猶予の処理にすること。					○
11	奨学金の繰上返還に関する事務の処理にすることで重要なもの				○	
12	奨学金の繰上返還に関する事務の処理にすること。					○

相談課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	奨学金に係る相談への対応（返還部及び支部の所掌に属するものを除く。2において同じ。）にすることで重要なもの			○		
2	奨学金に係る相談への対応にすること。					○

貸与・給付総務課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	この部の所掌する業務の総括に関する事。				○	
2	奨学生の採用及び異動等並びに奨学金の返還免除（在学中の特に優れた業績によるものに限る。3、6及び7において同じ。）に係る企画立案に関する事。	○				
3	奨学生の採用及び異動等並びに奨学金の返還免除に係る企画立案に関する事。			○		
4	大学等に対して行う奨学生への返還指導の依頼に関する事。				○	
5	大学等に対して行う奨学生への返還指導の依頼に関する事。					○
6	奨学金の返還免除及び当該返還免除に申請中であることを事由とする返還期限猶予に関する事。			○		
7	奨学金の返還免除及び当該返還免除に申請中であることを事由とする返還期限猶予に関する事。				○	
8	奨学生の機関保証制度に係る保証料の代理徴収等に関する事。				○	
9	奨学生の機関保証制度に係る保証料の代理徴収等に関する事。					○
10	学校情報の収集、登録及び管理に関する事。				○	
11	学校情報の収集、登録及び管理に関する事。					○
12	奨学生の推薦依頼、課の所掌する業務に係る学校に対する連絡及び指導並びに部の所掌する業務に係る学校に対する連絡並びに指導の総括に関する事。				○	
13	奨学生の推薦依頼、課の所掌する業務に係る学校に対する連絡及び指導並びに部の所掌する業務に係る学校に対する連絡並びに指導の総括に関する事。					○

採用課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	奨学生の採用（特別採用課の所掌に属するものを除く。2において同じ。）に関する事。			○		
2	奨学生の採用に関する事。					○
3	進学予定者（特別採用課の所掌に属するものを除く。4において同じ。）に係る採用候補者の決定に関する事。			○		
4	進学予定者に係る採用候補者の決定に関する事。					○
5	審査請求（処分庁としての業務のうち課の所掌する業務に限る。6において同じ。）に関する事。			○		
6	審査請求に関する事。				○	
7	課の所掌する業務に係る学校に対する連絡及び指導に関する事。				○	
8	課の所掌する業務に係る学校に対する連絡及び指導に関する事。					○
9	この課の所掌する事務により不当利得となった支給済給付奨学金に係る支給期間中の返金指導に関する事。				○	
10	この課の所掌する事務により不当利得となった支給済給付奨学金に係る支給期間中の返金指導に関する事。					○

特別採用課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	家計急変事由による奨学生の採用に関する事で重要なもの			○		
2	家計急変事由による奨学生の採用に関する事。					○
3	家計急変事由による給付奨学金の支給額の見直し（支給額算定基準額の算定にあたって、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）第40条第2項の適用を受けるものに限る。4において同じ。）に関する事で重要なもの			○		
4	家計急変事由による給付奨学金の支給額の見直しに関する事。					○
5	外国の大学及び大学院に在学する奨学生の採用に関する事で重要なもの			○		
6	外国の大学及び大学院に在学する奨学生の採用に関する事。					○
7	外国の大学及び大学院への進学予定者に係る採用候補者の決定に関する事で重要なもの			○		
8	外国の大学及び大学院への進学予定者に係る採用候補者の決定に関する事。					○
9	外国の大学及び大学院に在学する奨学生の異動及び補導に関する事で重要なもの			○		
10	外国の大学及び大学院に在学する奨学生の異動及び補導に関する事。					○
11	審査請求（処分庁としての業務のうち課の所掌する業務に限る。12において同じ。）に関する事で重要なもの			○		
12	審査請求に関する事。				○	
13	課の所掌する業務に係る学校に対する連絡及び指導に関する事で重要なもの				○	
14	課の所掌する業務に係る学校に対する連絡及び指導に関する事。					○
15	この課の所掌する事務により不当利得となった支給済給付奨学金に係る支給期間中の返金指導に関する事で重要なもの				○	
16	この課の所掌する事務により不当利得となった支給済給付奨学金に係る支給期間中の返金指導に関する事。					○

奨学指導課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	奨学生の異動及び補導（特別採用課の所掌に属するものを除く。2において同じ。）に関する事で重要なもの			○		
2	奨学生の異動及び補導に関する事。					○
3	奨学生の返還誓約書等（返還促進課の所掌に属するものを除く。4において同じ。）の徴取及び審査に関する事で重要なもの				○	
4	奨学生の返還誓約書等の徴取及び審査に関する事。					○
5	独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号。以下「機構法」という。）第17条の4第1項の規定に基づく徴収額の決定及び通知に関する事で重要なもの	○				
6	機構法第17条の4第1項の規定に基づく徴収額の決定及び通知に関する事。				○	
7	審査請求（処分庁としての業務のうち課の所掌する業務に限る。8において同じ。）に関する事で重要なもの			○		
8	審査請求に関する事。				○	
9	課の所掌する業務に係る学校に対する連絡及び指導に関する事で重要なもの				○	
10	課の所掌する業務に係る学校に対する連絡及び指導に関する事。					○
11	この課の所掌する事務により不当利得となった支給済給付奨学金に係る支給期間中の返金指導に関する事で重要なもの				○	
12	この課の所掌する事務により不当利得となった支給済給付奨学金に係る支給期間中の返金指導に関する事。					○

返還総務課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	この部の所掌する業務の総括に関する事。				○	
2	返還金回収業務及び返還免除（在学中の特に優れた業績によるものを除く。3において同じ。）に係る企画立案に関する事。	○				
3	返還金回収業務及び返還免除に係る企画立案に関する事。			○		
4	奨学金に係る法的処理の実施計画の策定に関する事。			○		
5	奨学金に係る法的処理の実施計画の策定に関する事。				○	
6	奨学金に係る償却予定債権の選定に関する事。					○
7	死亡又は精神若しくは身体の障害による奨学金の返還免除に関する事。			○		
8	死亡又は精神若しくは身体の障害による奨学金の返還免除に関する事。				○	
9	教育又は研究の職に係る奨学金の返還免除に関する事。			○		
10	教育又は研究の職に係る奨学金の返還免除に関する事。				○	

返還促進課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	奨学金の返還請求等（不当利得となった支給済給付奨学金の返金請求等を含む。ただし、奨学事業支援部、法務課、機関保証業務課及び支部の所掌に属するものを除く。2において同じ。）に関する事。				○	
2	奨学金の返還請求等に関する事。					○
3	奨学金の返還に係る相談（返還金回収業務委託の対象者に関するものに限る。4において同じ。）への対応に関する事。				○	
4	奨学金の返還に係る相談への対応に関する事。					○
5	返還方法の変更（奨学事業支援部、減額・猶予課、法務課、機関保証業務課及び支部の所掌に属するものを除く。6において同じ。）に関する事。				○	
6	返還方法の変更に関する事。					○
7	個人情報情報機関への個人情報情報の登録に関する事。			○		
8	個人情報情報機関への個人情報情報の登録に関する事。				○	
9	個人情報情報機関への個人情報情報の登録に関する事。					○
10	返還誓約書（給付奨学金に関するものに限る。11において同じ。）の徴取及び審査に関する事。				○	
11	返還誓約書の徴取及び審査に関する事。					○

減額・猶予課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	奨学金の減額返還及び返還期限猶予（奨学事業支援部及び貸与・給付部の所掌に属するものを除く。2から4までにおいて同じ。）に関する ことで重要なもの				○	
2	奨学金の減額返還及び返還期限猶予に関する こと。					○
3	奨学金の減額返還及び返還期限猶予に係る 手続に必要な個人番号関係書類の収集、 利用及び管理（個人番号関係書類の保管を除く。 4において同じ。）に関する ことで重要なもの			○		
4	奨学金の減額返還及び返還期限猶予に係る 手続に必要な個人番号関係書類の収集、 利用及び管理に関する こと。				○	

法務課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	奨学金に係る法的処理の実施（支部の所掌に属するものを除く。2に おいて同じ。）及び進捗管理に関する ことで重要なもの			○		
2	奨学金に係る法的処理の実施及び進捗管理 に関する こと。					○
3	支部が実施する法的処理の監督に 関する こと。				○	
4	支部との連絡調整に関する ことで重要なもの				○	
5	支部との連絡調整に関する こと。					○
6	債務整理に関する ことで重要なもの				○	
7	債務整理に関する こと。					○
8	奨学金に係る回収不能債権の償却（返還総務課及び支部の所掌に属する ものを除く。9において同じ。）に関する ことで重要なもの	○				
9	奨学金に係る回収不能債権の償却に 関する こと。				○	
10	機構法第17条の4第1項の規定に基づく徴収（貸与・給付部の所掌に 属するものを除く。11において同じ。）に関する ことで重要なもの	○				
11	機構法第17条の4第1項の規定に基づく徴収に 関する こと。				○	

機関保証業務課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	機関保証制度の運用に関する ことで特に重要なもの			○		
2	機関保証制度の運用に関する ことで重要なもの				○	
3	機関保証制度の運用に関する こと。					○
4	代位弁済請求に関する要件具備に 関する ことで重要なもの				○	
5	代位弁済請求に関する要件具備に 関する こと。					○

グローバル人材育成企画課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	部の所掌する事業の統括に関する企画立案及び調整に関することで重要なもの	○				
2	部の所掌する事業の統括に関する企画立案及び調整に関すること。			○		
3	官民協働海外留学支援制度の運営に関することで重要なもの			○		
4	官民協働海外留学支援制度の運営に関すること。				○	
5	官民協働海外留学支援制度に係る広報並びに学生の募集及び選考に関することで重要なもの			○		
6	官民協働海外留学支援制度に係る広報並びに学生の募集及び選考に関すること。				○	
7	官民協働海外留学支援制度に係る事前及び事後の研修に関することで重要なもの			○		
8	官民協働海外留学支援制度に係る事前及び事後の研修に関すること。				○	

民間資金課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	官民協働海外留学支援制度に係る寄附金に関することで重要なもの			○		
2	官民協働海外留学支援制度に係る寄附金に関すること。				○	
3	官民協働海外留学支援制度に係る奨学金の給付に関することで重要なもの			○		
4	官民協働海外留学支援制度に係る奨学金の給付に関すること。				○	

留学生事業計画課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	留学生支援事業に係る戦略の企画立案に関することで重要なもの	○				
2	留学生支援事業に係る戦略の企画立案に関すること。			○		
3	機構の留学生支援事業に係る業務の実施方法の改善に関する調整及び調査研究に関することで重要なもの			○		
4	機構の留学生支援事業に係る業務の実施方法の改善に関する調整及び調査研究に関すること。				○	
5	機構の留学生支援事業に係る業務の将来推計等に関することで重要なもの			○		
6	機構の留学生支援事業に係る業務の将来推計等に関すること。				○	
7	機構の海外拠点に関することで重要なもの			○		
8	機構の海外拠点に関すること。				○	
9	留学生支援に係る地域との連携及び国際交流等に関する国の機関、独立行政法人その他の関係機関との連携及び連絡調整に関することで重要なもの				○	
10	留学生支援に係る地域との連携及び国際交流等に関する国の機関、独立行政法人その他の関係機関との連携及び連絡調整に関すること。					○
11	国際交流事業等に関することで重要なもの				○	
12	国際交流事業等に関すること。					○

国際奨学課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	留学生受入れ促進プログラム及び高度外国人材育成課程履修支援制度に関することで重要なもの			○		
2	留学生受入れ促進プログラム及び高度外国人材育成課程履修支援制度に関すること。				○	
3	国費外国人留学生の選考における審査事務に関することで重要なもの			○		
4	国費外国人留学生の選考における審査事務に関すること。				○	
5	国費外国人留学生に対する学資の支給の実施に関することで重要なもの			○		
6	国費外国人留学生に対する学資の支給の実施に関すること。				○	
7	帰国した留学生等に対するフォローアップ事業の実施に関することで重要なもの			○		
8	帰国した留学生等に対するフォローアップ事業の実施に関すること。				○	
9	借り上げ宿舍支援事業等の実施に関することで重要なもの			○		
10	借り上げ宿舍支援事業等の実施に関すること。				○	

海外留学支援課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	海外留学支援制度における協定受入に関することで重要なもの			○		
2	海外留学支援制度における協定受入に関すること。				○	
3	海外留学支援制度における協定派遣、学部学位取得型及び大学院学位取得型に関することで重要なもの			○		
4	海外留学支援制度における協定派遣、学部学位取得型及び大学院学位取得型に関すること。				○	

国際交流事業課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	東京国際交流館及び兵庫国際交流会館における国際交流の拠点としての交流事業等の企画及び実施に関することで重要なもの			○		
2	東京国際交流館及び兵庫国際交流会館における国際交流の拠点としての交流事業等の企画及び実施に関すること。				○	
3	東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の管理運営（業務委託に基づき実施する監督を除く。）に関することで重要なもの			○		
4	東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の管理運営（業務委託に基づき実施する監督を除く。）に関すること。				○	
5	留学生等と日本人学生等との交流事業（日本語教育センターの所掌に属するものを除く。）の実施に関することで重要なもの				○	
6	留学生等と日本人学生等との交流事業（日本語教育センターの所掌に属するものを除く。）の実施に関すること。					○

留学試験課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	日本留学試験に係る将来推計等に関する事で重要なもの			○		
2	日本留学試験に係る将来推計等に関する事。				○	
3	試験問題の作成その他日本留学試験の実施に関する事で重要なもの			○		
4	試験問題の作成その他日本留学試験の実施に関する事。					○
5	日本留学試験に係る大学等関係機関との連絡調整に関する事で重要なもの			○		
6	日本留学試験に係る大学等関係機関との連絡調整に関する事。					○
7	日本留学試験に係る国外における広報に関する事で重要なもの			○		
8	日本留学試験に係る国外における広報に関する事。					○
9	日本留学試験に係る証明書等の発行					○

留学推進課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	日本への留学の推進のための方策に関する事で重要なもの			○		
2	日本への留学の推進のための方策に関する事。				○	
3	日本留学及び海外留学に係る調査及び分析に関する事で重要なもの			○		
4	日本留学及び海外留学に係る調査及び分析に関する事。				○	
5	日本留学及び海外留学に係る情報の収集、整理及び提供並びに相談に関する事で重要なもの			○		
6	日本留学及び海外留学に係る情報の収集、整理及び提供並びに相談に関する事。				○	
7	外国政府等が日本から海外に留学する者に対して支給する奨学金に係る募集及び選考に関する事で重要なもの			○		
8	外国政府等が日本から海外に留学する者に対して支給する奨学金に係る募集及び選考に関する事。				○	

学生支援企画課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	学生生活支援事業に係る基本方針，業務実施計画及び業務の将来推計に関する事で重要なもの	○				
2	学生生活支援事業に係る基本方針，業務実施計画及び業務の将来推計に関する事。			○		
3	機構における学生生活支援に係る業務の実施方法等に関する調整及び調査研究に関する事で重要なもの			○		
4	機構における学生生活支援に係る業務の実施方法等に関する調整及び調査研究に関する事。				○	
5	学生生活支援に係る情報の収集，整理，分析及び提供（障害学生支援課の所掌に属するものを除く。）に関する事で重要なもの			○		
6	学生生活支援に係る情報の収集，整理，分析及び提供（障害学生支援課の所掌に属するものを除く。）に関する事。					○
7	学生生活調査の実施に関する事で重要なもの			○		
8	学生生活調査の実施に関する事。					○
9	学生等の旅客運賃割引証に関する事で重要なもの				○	
10	学生等の旅客運賃割引証に関する事。					○
11	学生生活支援に係る関係機関との連携及び連絡調整に関する事で重要なもの			○		
12	学生生活支援に係る関係機関との連携及び連絡調整に関する事。					○
13	キャリア教育支援事業の実施に関する事で重要なもの			○		
14	キャリア教育支援事業の実施に関する事。				○	
15	キャリア教育の支援方針に係る情報の収集，整理及び提供に関する事で重要なもの			○		
16	キャリア教育の支援方針に係る情報の収集，整理及び提供に関する事。					○
17	キャリア教育支援に係る調査及び研究に関する事で重要なもの			○		
18	キャリア教育支援に係る調査及び研究に関する事。					○
19	キャリア教育支援に係る関係機関との連携及び連絡調整に関する事で重要なもの			○		
20	キャリア教育支援に係る関係機関との連携及び連絡調整に関する事。					○

障害学生支援課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	障害学生支援事業等の実施に関する事で重要なもの			○		
2	障害学生支援事業等の実施に関する事。				○	
3	障害学生支援方針に係る情報の収集，整理及び提供に関する事で重要なもの			○		
4	障害学生支援方針に係る情報の収集，整理及び提供に関する事。					○
5	障害学生支援に係る調査及び研究に関する事で重要なもの			○		
6	障害学生支援に係る調査及び研究に関する事。					○
7	障害学生支援に係る関係機関との連携及び連絡調整に関する事で重要なもの			○		
8	障害学生支援に係る関係機関との連携及び連絡調整に関する事。					○

東京日本語教育センターの所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	留学生等に対する日本語教育等の実施に関する事で重要なもの	○				
2	留学生等に対する日本語教育等の実施に関する事。			○		
3	日本語教育等の実施に係る教育方法及び教材の開発等に関する事で重要なもの			○		
4	日本語教育等の実施に係る教育方法及び教材の開発等に関する事。				○	
5	留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関する事で重要なもの			○		
6	留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関する事。				○	
7	校舎及び併設する学生寮等の管理運営に関する事で重要なもの			○		
8	校舎及び併設する学生寮等の管理運営に関する事。					○
9	留学生の受入れの基本方針及び実施計画の策定に関する事。			○		
10	入学の決定に関するもの				○	
11	入学式、卒業式等儀式、諸行事に関するもの				○	
12	センターの所掌する学則の制定及び改廃に関する事。	○				

大阪日本語教育センターの所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	留学生等に対する日本語教育等の実施に関する事で重要なもの	○				
2	留学生等に対する日本語教育等の実施に関する事。			○		
3	日本語教育等の実施に係る教育方法及び教材の開発等に関する事で重要なもの			○		
4	日本語教育等の実施に係る教育方法及び教材の開発等に関する事。				○	
5	留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関する事で重要なもの			○		
6	留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関する事。				○	
7	校舎及び併設する学生寮等の管理運営に関する事で重要なもの			○		
8	校舎及び併設する学生寮等の管理運営に関する事。					○
9	留学生の受入れの基本方針及び実施計画の策定に関する事。			○		
10	入学の決定に関するもの				○	
11	入学式、卒業式等儀式、諸行事に関するもの				○	
12	センターの所掌する学則の制定及び改廃に関する事。	○				
13	兵庫国際交流会館の業務委託に係る監督その他関連事務に関する事。				○	

支部の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理事長	理事長代理	理事	支部長
1	奨学金に係る法的処理（支払督促申立以降の事務）の実施に関する事 こと。				○
2	奨学金に係る返還請求等に関する事 こと。				○
3	各担当区域における奨学金に係る償却予定債権の選定に関する事 こと。				○
4	担当区域の関係機関等との連携調整に関する事 こと。				○

監査室の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決				
		理事長	理事長代理	理事	部長等	課長等
1	機構の中期計画及び年度計画に掲げられた部等の業務に係る事項の実 施に係る執行管理に関する事 こと。で重要なもの	○				
2	機構の中期計画及び年度計画に掲げられた部等の業務に係る事項の実 施に係る執行管理に関する事 こと。				○	
3	部等の業務に係る計画事項等の調査研究に関する事 こと。で重要なもの	○				
4	部等の業務に係る計画事項等の調査研究に関する事 こと。				○	
5	部等の業務に係るリスク管理の総括に関する事 こと。で重要なもの	○				
6	部等の業務に係るリスク管理の総括に関する事 こと。				○	
7	監査室の所掌する規程、細則の制定及び改廃に関する事 こと。	○				
8	監査室の所掌するマニュアル等の作成に関する事 こと。で重要なもの	○				
9	監査室の所掌するマニュアル等の作成に関する事 こと。				○	
10	監査室の所掌する業務委託に関する事 こと。で重要なもの	○				
11	監査室の所掌する業務委託に関する事 こと。				○	
12	機構の運営及び業務の実施に係る内部監査（業務監査、会計監査、奨 学金に係る債権の自己査定に関する監査等）に関する事 こと。	○				
13	会計監査人候補の選定に関する事 こと。	○				
14	会計監査人との連絡調整に関する事 こと。				○	
15	会計検査院との連絡調整に関する事 こと。				○	
16	外部監査に係る連絡調整（資金管理課の所掌に属するものを除く。） に関する事 こと。				○	
17	コンプライアンスの推進に係る業務の処理に関する事 こと。で重要なもの	○				
18	コンプライアンスの推進に係る業務の処理に関する事 こと。				○	
19	契約監視委員会に関する事 こと。で重要なもの	○				
20	契約監視委員会に関する事 こと。				○	